

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年5月31日

支出負担行為担当官

国土交通省国土交通大学校長 山本 博之

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請する。

1. 当該招請の主旨

本業務については、スマートフォンや携帯電話へ業務用電話番号を付与し、業務用電話番号と私用電話番号の通話料を自動的に振り分け請求する電話番号使い分けサービスを導入する必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、当該応募者に対して随意契約による見積書の提出を要請する予定である。

2. 業務内容

- (1) 件名 電話番号及び通話料の使い分けサービスの提供（単価契約）
- (2) 業務内容 仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

3. 業務目的

本業務は、職員個人が保有するスマートフォンや携帯電話へ業務用電話番号を付与し、業務用電話番号もしくは私用電話番号で使用した通話料の請求先を自動的に振り分ける電話番号使い分けサービスを導入することで、職員が公務で要した経費を削減することを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 国土交通大学校長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本サービスを提供する事業者は、電気通信事業の認可を得た事業者であること。

(3) 守秘性に関する要件

- ① 本業務で提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用しないこと。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却すること。
- ② 本業務の利用にあつては、職員の氏名や私用の電話番号といった個人情報（以下、「個人情報」という。）を取り扱うことから、その取り扱いについては法令、国が定める指針及びその他の規範を遵守すること。

③本業務のため提供された個人情報は、提供されたサービスの利用という目的以外には利用せず、第三者に漏洩することのないようにすること。

- (4) 業務実績に関する要件
本サービスの円滑かつ安定的な稼働及び運用について、既に他の企業等が導入し1年以上継続利用した実績を有すること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒187-8520 東京都小平市喜平町2-2-1

国土交通省国土交通大学校総務部総務課管財係

電話：042-321-1684

メール：kodama-r956q@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和4年6月1日（水）から令和4年6月21日（火）まで

※ただし、土日、祝日を除く9時00分から17時00分まで

交付場所：(1)に同じ

交付方法：手渡しによる交付

(3) 公募等に関する質問の受付等

受付期限：令和4年6月15日（水） 12時00分まで

場 所：(1)に同じ

提出方法：様式は任意とし、メール、郵送（書留郵便に限る。）または持参により提出すること。ただし、郵送の場合は受付期限の17時15分までに当校が受領したものまでとする。

回答期限：令和4年6月20日（月） 17時00分まで

回答方法：メールとする。ただし、メールでの対応が難しい場合は別途相談すること。

(4) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和4年6月22日（水） 16時00分まで

場 所：(1)に同じ

提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る。）とすること。ただし、郵送の場合は提出期限の17時15分までに受領したものまでとする。

(5) 提出書類

①参加意思確認書

②暴力団等に該当しない旨の誓約書

③委任状

④電気通信事業の認可を得た事業者であることの証明

⑤業務実績

⑥提供するサービスの概要等

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：5. (1)に同じ

(3) 提出書類について照会や補足を求められた場合は速やかに応じること。また、提出された書類は返却しないものとする。